

貼用印紙・予納郵券・提出目録等一覧表

静岡地方裁判所(令和6年10月1日郵便料金改定によるもの)

申立書別 (貼用印紙額)		郵券種類・枚数	各種目録・枚数等
訴状 (当庁が控訴審も同じ)		500円×8、110円×10、100円×5、50円×5、20円×5、10円×5 ・当事者1名増すごとに2,000円分(500円×4)を追加 合計6,000円	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も6,000円(当事者1名増すごとに2,000円を追加)です。 ※ただし、送付嘱託手続をとる際など、別途返信用郵券を予納していただくことがあります。
控訴状		500円×8、110円×10、100円×5、50円×5、20円×5、10円×5 ・当事者1名増すごとに1,500円2組を追加 ◎附帯控訴 500円×4、110円×4、100円×4、20円×6、10円×4 ・当事者1名増すごとに1,500円を追加 合計3,000円	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も6,000円(当事者1名増すごとに3,000円を追加)です。
抗告状	一般(相手方なし)	500円×4、110円×2、100円×4、20円×9、10円×20 合計3,000円	・当事者1名増すごとに、左記の「一般」の組合せ(3,000円分)を1組追加 ・再抗告の場合、上記のほか当事者1名につき1,500円を追加
	民事執行 借地非訟	500円×8、110円×6、100円×5、20円×7、10円×20 合計5,500円	
	配偶者暴力等に関する保護命令	500円×4、110円×6、100円×11、20円×8、10円×8 合計4,000円	
上告等	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	500円×4、350円×6、110円×8、100円×7、20円×10、10円×12 合計6,000円 ・当事者1名増すごとに、500円×2、350円×2、110円×8、100円×3、10円×12(合計3,000円)を追加	
	特別抗告提起 抗告許可申立て	500円×2、350円×2、110円×5、100円×4、20円×10、10円×15 合計3,000円 ・当事者1名増すごとに、上記の額(計3,000円)の組合せを1組追加 ・特別抗告提起、抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立てのそれぞれに必要。	
破産 債務者申立 個人(1,500円 免責分含む) 法人(1,000円) 債権者申立(20,000円) 免責のみの申立(500円)	管財(自己・準自己申立て) 110円×(債権者数+債務者数+10)、10円×10 管財(債権者申立て) 110円×(債権者数+債務者数+10)、10円×10、申立書等副本送達費用(重量に応じた郵便切手) 同時廃止 110円×(債権者数+5) 免責(債権者が破産の申立てをした場合。ただし、同時廃止事案を除く。) 110円×(債権者数+10)、10円×10、1,220円(500円×2、110円×2)×2組	管財事件一申立書等副本1通 債権者申立一申立書等副本2通	
再生 (10,000円)	民事再生	460円(350円×1、110円×1)×10組、110円×(債権者数+25)、10円×10	
	個人再生	110円×{(債権者数×2)+12}、50円×2、10円×10	個人再生委員選任事件一申立書及び陳述書等各副本1通
会社更生 (20,000円)	事案による		
保全処分 (2,000円) ほか	動産	1,220円(500円×2、110円×2)×(債務者の数及び債権者分1組) ただし、執行官による同時送達の場合は不要	当事者目録・物件目録・請求債権目録 一各1部 (仮処分は債権目録不要)
	不動産	1,220円(500円×2、110円×2)×債務者数、110円×1 ただし、要登記の場合、590円×1組、660円×1組(添付登記簿謄本の重さを考慮)を追加	当事者目録・物件目録・請求債権目録・ 登記権利者・義務者目録一各1部 登録免許税一債権額(仮処分は評価額)×1000分の4
	債権	1,290円×1組、1,220円×1組、590円×1組、110円×2 合計3,320円 第三債務者1名増すごとに、1,290円×1組、590円×1組、110円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合 債務者1名増すごとに、1,220円(500円×2、110円×2)を追加	当事者目録、請求債権目録、仮差押債権目録 一各1部
	担保取消	担保事由消滅の場合(民訴79Ⅰ)・・・1,220円×1組 担保権利者同意の場合(同79Ⅱ)・・・110円×1 権利行使催告の場合(同79Ⅲ)・・・1,220円×2組	担保権利者同意の場合 同意書、(印鑑証明書)
	取下	110円×(債務者及び第三債務者数) 登記抹消を要する場合、590円×2組を追加	登記権利者・義務者目録、同物件目録一各1部 登録免許税一1000円×筆数(区分所有建物の場合は、敷地の数を筆数に加算)
労働審判	500円×4、110円×6、50円×5、20円×5、10円×9 合計3,100円	※郵便切手ではなく、郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額も3,100円です。 申立書の写し一相手方の数+3通	
配偶者暴力等に関する保護命令 (1,000円)	500円×2、100円×8、50円×6、20円×10、10円×10 合計2,400円		
民事・商事非訟 (1,000円)	清算人選任 110円×2 合計220円		
不動産競売 (4,000円)	110円×1(保管金提出書送付費用。郵送申立ての場合) 予納金(郵便料を含む。)は、不動産2筆まで60万円、1筆増すごとに5万円ずつ追加	担保権、被担保債権、請求債権目録一3通 当事者目録一1通 物件目録一2通 不動産登記簿謄本、公課証明 一原本のほか写し2通 公図写し、物件案内図、建物図面 一各2通 登録免許税 一請求債権額×1000分の4 ※詳細は「不動産競売の申立要領」欄に記載あり	
債権執行 (4,000円)	給料・預金等差押え 担保権に基づく 差押え 500円×5、110円×6、50円×2、20円×3 合計3,320円 ただし、執行費用として請求できる額3,210円 ・第三債務者1名増すごとに、1,990円(内訳500円×3、110円×3、50円×2、20円×3)を追加 ただし、執行費用として追加請求できる額1,880円 ※いずれも陳述催告の申立てをする場合 ・債務者1名増すごとに、1,220円(内訳500円×2、110円×2)を追加 執行費用として追加請求できる額1,220円	当事者目録、請求債権目録、差押債権目録 一各1部 債権者(代理人)の宛名(住所氏名等)を記入した封筒 一第三債務者の数+1 ※陳述催告の申立てをする場合	
財産開示 (2,000円)	合計6,000円 内訳は訴状と同じ(郵便料を予納金(保管金)で納付していただく際の金額も6,000円。 なお、郵送申立ての場合、保管金提出書送付費用として、110円×1) ※本申立ての送達費用の予納金(保管金)非対応庁(下田支部・掛川支部)に申し立てる場合は、郵便切手で納付してください。	当事者目録、請求債権目録 一各1部	
第三者からの情報取得 (1,000円)	110円×1(保管金提出書送付費用。郵送申立ての場合) ※本申立ての送達費用の予納金(保管金)非対応庁(富士支部・下田支部・掛川支部)に申し立てる場合は、別途郵便切手の予納が必要ですので、申立先の裁判所にお問い合わせください。 予納金は次のとおり ①不動産情報:1件につき6,000円 ②勤務先情報:1件につき6,000円(第三者が1名増えるごとに2,000円ずつ追加) ③預貯金情報及び④株式情報:1件につき5,000円(第三者が1名増えるごとに4,000円ずつ追加)	当事者目録、請求債権目録 一各1部 申立人(代理人)への直送用封筒(110円切手を貼付したもの又は料金受取人払い郵便のもの)(左記③④のみ) 一第三者の数	